

公益財団法人長田ふるさと財団 令和3年度助成事業募集要綱

募集の目的

県民の福祉、教育、文化及び国際交流活動の推進に寄与する目的で各種団体等（以下「助成事業者」という。）が自主的かつ活発に推進する事業に対して、助成金を交付する。

助成対象事業

助成事業者が主催（自主企画）して実施する次に掲げる事業

- (1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業
- (2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業
- (3) 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業
- (4) 地域づくりの推進に関する事業
- (5) 看護の促進に関する事業

なお、事業の実施期間を年度末までとする事業については、実績報告書が3月31日までに必ず提出できる事業であること。

助成金の額

助成対象事業を実施するために必要な経費（助成対象経費）の2分の1以内で、30万円を限度とする。

応募の要件

1 助成対象事業は、次の事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) 営利を目的とする事業でないこと。
- (2) 国、地方公共団体及び民間の団体から助成を受ける事業でないこと。
- (3) 助成対象経費が20万円以上の事業であること。
- (4) 新規の事業であること。
- (5) 1団体1要望であること。

2 助成対象経費は、次の経費を除くものとする。

- (1) 事業実施団体の構成員（会員）が講師をした場合に支払う講師謝金・旅費等
- (2) 飲食費（但し、当該事業の実施に伴い直接必要な材料費は可。）
- (3) 完成品を参加者個人の所有に属させる場合に用いた材料費
- (4) 当該団体の通常の運営の用に供する消耗品、物品等の購入経費
- (5) 備品購入費（但し、当該事業の実施に不可欠な備品で、助成対象経費の30%以内のものは可。）
- (6) 事業参加者の航空券経費（但し、当該事業の実施に不可欠な航空券経費は、航空券代金の1/3を助成対象経費とする。）

3 助成の期間は、3年間を限度とする。

審査

公益財団法人長田ふるさと財団運営委員会にて行う。

助成事業数

予算の範囲内による。

募集期限

令和2年12月25日（金）（必着）

応募の方法

別紙令和3年度助成事業要望書に必要事項を記入の上、必要資料を添付し、公益財団法人長田ふるさと財団事務局に提出。

応募先（問い合わせ先）

公益財団法人 長田ふるさと財団 事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁県民生活総務課内

電話：055-223-1350 FAX：055-223-1320